

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白鷹町長 佐藤 誠七

市町村名 (市町村コード)	白鷹町 (06402)
地域名 (地域内農業集落名)	東高玉地区 (八景、西小路、権現堂、雪舟町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区北部の農地については第1次基盤整備が行われ、農業者による耕作が行われているものの、それ以外は不整形地や狭小地が多く農地を維持していくのが困難になっている。
なお、水利や担い手に確保、土地改良施設の老朽化などの問題も発生しており、当地区だけでなく蚕桑地区全体的な問題として捉え、他地区との調整を行っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状では基幹作物の水稻を中心に飼料用米や枝豆・蕎麦と組み合わせ、地域内の担い手に意向を確認した上で、集約可能な中心経営体に対し地区を越えた交換分合や効率的な集約化を進めていく。
マンパワー不足解消のため地域内の農業者に限らず、短時間での農作業を行える住民をリストアップし作業を手伝ってもらうことで、地域全体の農地を守っていくと同時に地域コミュニティの創出を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	127 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	127 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構の活用により担い手への集積を行い、今後リタイア等により農用地の貸付希望が出てきた場合は、受け手の状況を見ながら集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営転換する農家や離農される農家からの農地移動はもちろんのこと、農地の効率的な利用と担い手のへの集積を地域が一体となって農地中間管理機構に積極的に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
未整理地区が何ヶ所もあり、簡易的な基盤整備に取り組み生産性の向上を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手が活用できる補助制度、融資制度、共済制度により支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託の活用無し。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑦多面的機能支払制度を活用し農地の維持管理活動を継続して行っていく。
 ⑦水田でありながら水稻の生産が困難な農地について活用方法を検討していく。